



®

令和2年 7月15日(水)
(2020年)

No. 15213 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務

～新型コロナウイルスが与えるインド知的財産実務への影響～(1)

☆特許庁人事異動……………(8)

インドにおける知的財産実務

～新型コロナウイルスが与えるインド知的財産実務への影響～

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 宮村 頼光

第1 はじめに

インドにおける新型コロナウイルスの感染拡大及びこれに伴うロックダウンは、インドの知的財産実務に対して、多大な影響を及ぼしている。本稿では、インドにおける新型コロナウイルスの感染拡大状況及びインド政府の対策を説明した上で、新型コロナウイルス感染拡大が、インドの知的財産実務に与え

た影響について概説する。インドの知的財産実務と言っても、特許、商標、意匠等、その対象は幅広く、インドで事業を展開する各日系企業の業務分野によって関心の大きさも異なるものと思われる。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大に関して、日系企業の知財担当者や知財法務を扱う弁護士等の専門家の間で話題になったトピックの中から、多くの

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-5539-4836

E-mail jun14dai@gmail.com